

年金コラム

就職、退職、結婚したときは年金の届け出が必要です

20歳から60歳になるまでの40年間は、国民年金に加入します。加入者（被保険者）は、職業などにより次の3種類に分かれます。

- ① 第1号被保険者（農業、自営業、学生、アルバイト等）
- ② 第2号被保険者（会社員や公務員等）
- ③ 第3号被保険者（会社員等に扶養されている配偶者）

就職、退職、結婚等により加入の種類が変わるときは、年金の届け出が必要です。届け出の際は、年金手帳や証明書等をご持参ください。

学生で保険料の納付が困難な方には、本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。また、学生でない50歳未満の方で国民年金保険料の納付が困難な方には、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料全額の納付を猶予することができ「納付猶予制度」がありますので、必要な場合はご利用ください。

学生納付特例や納付猶予の

適用を受けていた期間の保険料については、そのままでは年金額に反映しませんが、承認を得た年度から数えて10年間は追納することができます。将来の年金額を確保するためにぜひ申し出てください。

・第1号被保険者で学生納付特例を申請する場合は学生証が必要です。

・制度の内容や手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 春日部年金事務所
☎048・737・7112
／市民課（総合窓口）市民係
（内線2663）／各総合支所
市民課（菖蒲・内線121
／栗橋・内線215／鷲宮・
内線126）

こんなとき	手続き	手続きに必要なもの	届出先
20歳になったとき	国民年金加入手続き（第2号被保険者（厚生年金等）加入中の方は除く）	年金事務所から送られている案内書	・第1号被保険者は市民課（総合窓口）または各総合支所市民課 ・第3号被保険者は配偶者の勤務先
会社等に就職したとき	第2号被保険者（厚生年金等）加入の手続き	勤務先で確認してください	勤務先
会社等を退職したとき	国民年金（第1号被保険者）加入の手続き	年金手帳、退職日の分かる証明書（離職票等）	市民課（総合窓口）または各総合支所市民課
配偶者（第2号被保険者）の扶養に入ったとき	第3号被保険者へ種別変更の手続き	配偶者の勤務先で確認してください	配偶者の勤務先
配偶者（第2号被保険者）の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更の手続き	年金手帳、扶養喪失日の分かる証明書（扶養喪失証明書等）	市民課（総合窓口）または各総合支所市民課

海外日本語教師の

ホームステイ

受け入れ家庭募集

市では、国際交流基金日本語国際センター研修生（海外で日本語を教える外国人教師）が、日本の家庭生活を体験する目的でホームステイをする際の受け入れ家庭を随時募集しています。

宿泊日程 原則土曜日から日曜日までの1泊2日（年間5回の日程から受け入れ希望日を登録）

登録条件 ①市内在住者で、研修生用に1部屋を提供でき、家族で受け入れができること
②受け入れ日に、日本語国際センター（JR北浦和駅から徒歩約8分）まで研修生を迎えに行くことができること

登録方法・問合せ 電話またはFAX・Eメールで、住所・氏名・電話番号を明記の上、自治振興課自治振興係（内線2623／FAX22・3319／Eメールjichishinko@city.kukigijp）へ

※詳しくは市ホームページをご覧ください。